軽井沢町路上喫煙等の防止等に関する条例（案）について

1. 条例制定の背景

●保健休養地として「豊かな自然」・「清涼な空気」・「美しい景観」が軽井沢町の重要資産。

●公共空間での喫煙は、受動喫煙による健康被害（特に子ども・妊婦等への影響）、火災、やけど、景観悪化（吸い殻等）を招く懸念がある。

●町民・来訪者が安心して利用できる公共空間の確保と、次世代へ環境を継承する責務がある。

●町・事業者・住民が協働して路上喫煙抑制に取り組む必要がある。

2. 条例の趣旨

条例の目的	公共の場所における喫煙及び吸い殻の投棄の防止に関する基本理念、町・事業者の責務等を定め、住民の健康保持増進・安全確保・美しい環境・良好な景観・質の高い公共空間の形成を図る。
基本的な考え方	受動喫煙からの保護、子ども等配慮すべき者の安全確保、景観・環境保全、喫煙者と非喫煙者の相互理解に基づく取組を推進。

３．条例の構成

前　文	
第１条	目　的
第２条	定　義
第３条	基本理念
第４条	町の責務
第５条	事業者の責務
第６条	路上喫煙等の防止
第７条	吸い殻の投棄の禁止
第８条	委　任